

平成 18 年 4 月 21 日

財団法人 財務会計基準機構  
企業会計基準委員会 御中

企業年金連絡協議会

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」  
に対する意見について

平成 18 年 3 月 16 日に公表され、コメント募集が行われた実務対応報告公開草案第 21 号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い（案）」について、下記の通り意見を提出します。

基金設立企業にとって「債務とは何か」を実態面から今一度議論していただきたくお願いを致します。

## 記

## 1. 意見

一昨年の厚生年金保険法改正により「代行部分に関する財政の中立化」が実現した以上、代行返上時・解散時だけでなく制度継続時を含めたいずれの場合においても、代行部分について最低責任準備金を上回る負担を求められることはなく、厚生年金基金設立企業にとり最低責任準備金相当額が法定の債務額として明白となった。

また、交付金は最低責任準備金を必要額に積み増すため国の年金制度との調整から発生するものである。交付金による年金資産の増加は、企業活動以外から生じたものであり、退職給付費用から控除し利益要因とすることは企業の活動実態を歪めることとなる。そもそも現行の代行部分 PBO による債務評価が実態と乖離しているため、このような実態を歪める処理となるのだが、前提の異なる会計処理を接木するのではなく、その根本からあらためて見直すべきと考える。

よって、代行部分での企業の債務評価を、法定の債務負担額である最低責任準備金相当額とすべく、退職給付会計基準の見直しを求めるものである。

## 2. 背景・理由

(1) これまで代行返上時・解散時において、国へ返すべき資産額は最低責任準備金

相当額であり、これを超えての債務負担は求められていない。そのことから上乗せ部分と同様な方法で評価された代行部分PBOでは実質過大計上となり、その差額で多くの企業に会計上の特別利益を生じさせたことは周知の事実である。

一方、制度継続時にあっては、加入員の成熟度に見合う給付の進行や厚年本体利回りと予定利率の差などから過去期間代行給付現価と最低責任準備金との間で不足が生じた場合には、今回の法改正により交付金として財源手当てされることから、基金設立企業には最低責任準備金以上の負担は生じないことを意味する。

制度の継続・代行返上・解散のいずれの場合も、最低責任準備金を超える負担は求められないこととなった。

(2) 企業の給付である上乗せ部分の退職給付債務については、PBOで評価されることは当然である。しかし代行部分は、国の年金制度の一部を国に替わり給付しているものであり、その給付と負担は厚生年金保険加入者全体での財政上の均衡から見えており、上乗せ部分PBOと同列の債務とは論じられない。国の制度である以上、代行部分は法定の債務負担額である最低責任準備金相当額とするか、さらに議論を進め、国の制度として代行部分全てを切り離すか、の判断が必要な時期にあると考える。

(3) 公開草案には、「法令上は改正時点ですべての不足額を交付金として受け取る」ととされなかったに過ぎない」として今回の法改正を否定的にみた意見があるが、これは国の財政上（予定利率変更の都度の膨大な資金のやり取り回避）の措置であり、制度が維持継続される限り何ら支障は生じないのである。要はガソリン満タンか、半分程のガソリンかの違いであり、不足分が充当されれば運行には差し支えないと考える。また「基本的な前提を変える制度改革があったものとははいえない」との意見があるが、法令上に代行部分での債務負担額が示されたことが重要なのであり、「基本的な前提が変わった」と考え、見直しの時期とすることが妥当である。

(4) 公表の（参考）には、本公開草案は「企業の経済的実態を適切に表していない」という公開草案反対意見に対し、「本件に関して何を経済的実態と考えるかは、それぞれの見地により異なっており、合意を得るに至らなかった」とされているが、代行返上時に特別損益の発生が常態化したことを今後も繰り返していいのだろうか。そもそも多大な特別損益の発生を内在させているような会計処理が、企業の経済的実態を適切に表示していると言えるのか、再度の検討が必要である。

(5) 公開草案にある「発生基準に基づき当期までに費用として計上された残高を退職給付債務としているため、会計上、過大計上とはいえない」と言われるが、そもそも上乗せ部分PBOと同様の計算方法であることが適正ではない、と言っていることに対し論点が異なるものである。現実には、代行返上時や解散時に多大な特別損益が発生している事項について、「過大計上ではない」ということは理解できない。

(6) 代行部分での法定債務額と乖離している現行の代行部分PBOによる債務評価が特別損益の発生を誘引していることは、会計上の透明性により大きな影響を投げ掛けている。ディスクロージャーにおける「経済的実態の反映」という考え方は重要であり、シンプルで基本的な考え方は会計報告を分かり易くし、透明性を高めると信じるものである。

(7) 特別損益の発生を内在していることは、企業経営者に恣意的な代行返上・解散を誘引させる可能性があり、それが結果として加入員・受給者等の年金受給権を危うくさせるのではないか。厚生年金基金制度は、国の年金制度にプラス・アルファを付加した終身の確定給付年金制度であり、高齢化社会に至ったわが国にあって公的年金と企業年金の補完関係は一層重要となっており、企業年金の多様化が進行する中で同制度を継続していく意義は大きい。

疑問符のついた多くの事項に対して、なかなか回答は見出せないからこそ両論併記となったものであるが、厚生年金基金制度の存続・発展のためには、さらには会計制度の透明性を高めるという観点からも、当面の対応ではなく、本議論の早急な再開をお願いするものである。

以 上